

# 人件費・謝金に関わる不正について

人件費・謝金に関わる不正とは：

- ・実態を伴わない謝金の請求を行い、支出された謝金を、別に実施した研究協力業務の謝金に充てていた。
- ・実態を伴わない謝金の請求を行い、支出された謝金を、研究室の運営経費に充てるためプールしていた。

故意はもちろん、知らずに不正使用してしまうことがないように、研究費不正の事例および、本学の取組について記載いたします。

## ＜本学で実際に起きた事例＞

(カラ謝金／科学研究費助成事業・立教 SFR)

### ＜不正使用の概要＞

- ・2018年12月、理学部の通報をきっかけにして明らかになった。
- ・理学部教授は、大学院学生に勤務実態が無いにもかかわらず出勤簿の入力を指示し、人事課にその出勤簿を提出し、被雇用者に謝金を振り込ませていた。また、その経費について、他の用途に回すよう指示するなど、還流行為を行っていた。
- ・実際には、未着任のPDや学部学生の旅費、研究員の給与に充当していた。

(2019年7月ホームページにて氏名とともに公表)

## ＜他大学で実際に起きた事例＞

(カラ謝金、カラ出張、旅費の水増し請求)

- ・令和3年3月2日に、研究費不正に関する通報が、通報窓口にあった。
- ・動機は学生の調査費用や研究用の物品購入費等の研究室運営の為としており、学生の調査の為の出張旅費の支出や、研究協力者への謝礼、お土産の購入費用等の大学のルールでは、支払えないものの支出をする為だった。(手続きを取れば大学のルール内で支払い可能なものも多くあり、当該教員は学内会計規則等に関する認識が不足していたと考えられる。)
- ・指導学生に対して架空の勤務日時間を出勤表に記載させ、研究補助の業務を実施したように装った。また、大学から振り込まれた謝金を現金で手渡すように指示し還流行為を行った。
- ・自身の出張に関するカラ出張、宿泊日数や交通手段の虚偽申請・報告により現金を得ていた。その他、指導学生にも同様の手法で旅費を支出し、現金を手渡すように指示し還流行為を行った。また、出張実態があるものについても、学生へ支払われた旅費は一旦全額還流し、実費額を報告させ実費額を渡すことによる還流行為も行われていた。

## ＜人件費・謝金に関わる不正防止への本学の取組＞

本学では、文部科学省の定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」対応して各種取り組みを実施しています。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）	【左記に対する本学の取組】
<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 （実施上の留意事項）</p> <p>⑨非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行うことが必要である。</p>	<p>○採用時、被雇用者に、不正に関する注意事項、研究活動行動規範に関する相談・通報受付窓口等を説明した上で、「誓約書」を提出させる。</p> <p>○出勤簿管理システムを使い、入力にはID／パスワードを必要とし、本人以外の代理入力が出来ないような環境を作る。人事課にて勤怠管理をチェックする。</p> <p>○年数回、不定期に就業場所へ立ち入る等勤務状況の確認を行う。</p>

以上